

[ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [ごみ・環境](#) > [環境保全](#) > ごみのポイ捨て・路上喫煙対策

ごみのポイ捨て・路上喫煙対策

2015年2月27日

宮崎市では、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適で安全な生活環境を確保することを目的として、平成19年3月に「宮崎市ごみのポイ捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」を制定しました。市民のみなさまのご協力をお願いします。

条例では、以下のような行為が禁止・制限されています

市内全域

- ごみのポイ捨てを禁止します。
- 公共の場所では、以下の喫煙マナーを守ってください。
 - ・歩行しているとき又は自転車に乗っているときは喫煙しない。
 - ・公共の場所で喫煙するときは、携帯灰皿などを使用する。

美化推進区域・路上喫煙制限区域

美化推進区域・路上喫煙制限区域において、ごみのポイ捨てを行った者、指定喫煙所以外で路上喫煙を行った者は、2,000円の過料に処せられる場合があります。

- ※「ポイ捨て」…不要物をみだりに捨てること。
- ※「公共の場所」…公園、広場、道路、河川など公共的な屋外の場所
- ※「路上喫煙」…道路上においてたばこを吸うこと、火のついたたばこを持つこと

なお、加熱式たばこ（注）の使用については、火を使わないことから、現在は規制の対象としておりません。

ただし、吸殻のポイ捨ての防止やたばこを吸わない方に配慮した加熱式たばこのご利用をお願いするため、美化推進区域・路上喫煙制限区域での加熱式たばこの使用については、指定喫煙所をご利用していただきますようご協力ををお願いいたします。

（注）たばこの葉を燃やさずに、専用機器を使用し、ニコチン等を含む蒸気を吸うものです。

ポイ捨て禁止の対象物

空き缶、空きびん、ペットボトル、たばこの吸殻、紙くず、チューインガムの噛みかす、プラスチックくずなど

美化推進区域・路上喫煙制限区域

国道220号（橘通1丁目から橘通3丁目）、市道高松通線（一番街）、市道橘通老松線（若草通）

関連書類

[宮崎市ごみのポイ捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例.doc \(DOC 31KB\)](#)  

[美化推進区域・路上喫煙制限区域図.pdf \(PDF 45.3KB\)](#)  

お問い合わせ

環境部 廃棄物対策課

電話: 0985-21-1763 Fax: 0985-28-2235 E-Mail: 09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp